

葛飾区工事登録業者等級格付基準

平成7年8月24日

7 葛総経第140号部長決裁

改正 平成13年4月16日13 葛総経第31号
平成15年3月26日14 葛総経第400号
平成17年3月16日16 葛総契第206号
平成17年7月13日17 葛総契第47号
平成20年12月1日20 葛総契第227号
平成25年5月9日25 葛総契第96号
平成26年11月7日26 葛総契第483号
平成27年3月23日26 葛総契第845号

第1 格付する業種等について

次の業種の区内業者（葛飾区における競争入札参加者の選定に係る区内業者等の認定基準（平成21年葛総契第376号総務部長決裁。以下「認定基準」という。）第2条第2項第1号で定める者をいう。）及び区内支店業者（認定基準第2条第2項第2号で定める者をいう。）について格付する。

- (1) 土木工事
一般土木工事、下水道施設工事、道路舗装工事を一括し土木工事として格付する。
- (2) 建築工事
- (3) 電気工事
- (4) 給排水衛生工事

第2 格付する等級（ランク）について

- (1) 土木工事、建築工事については、A、B、C、Dの4ランクとする。
- (2) 電気工事、給排水衛生工事については、A、B、Cの3ランクとする。
- (3) 格付にあたって、等級ごとの順位は付さないものとする。

第3 格付審査方法について

1 審査要素

- (1) 経営事項審査の総合評定値P点
 - ア 競争入札参加資格の登録申請時の審査対象事業年度のもの
 - イ 土木工事については、土木一式、ほ装、とび・土工・コンクリートのいずれかのうちで最も高いもの
- (2) 一件の最高完成工事高
 - ア 競争入札参加資格に登録申請した最高完成工事経歴

- イ 土木工事については、一般土木工事、下水道施設工事、道路舗装工事のいずれかのうちで最も高いもの
ウ 民間実績は5割換算とする。

- (3) 葛飾区発注工事の工事成績
審査対象事業年度内に完成した工事の工事成績評定実施細目に定める総合評価
- (4) 特定建設業の許可の有無
土木工事、建築工事について考慮する。
- (5) ISO（国際標準化機構）規格等の認証取得状況
ISO9000 シリーズ及び環境マネジメントシステム（ISO14001 等）の認証を取得している場合について考慮する。

2 格付方法

- (1) 経営事項審査の総合評定値P点に工事成績を加算した数値を3～4区分（A～D）する。

ア 土木工事、建築工事

750 点以上	A
650 点以上 750 点未満	B
600 点以上 650 点未満	C
600 点未満	D

イ 電気工事、給排水衛生工事

700 点以上	A
600 点以上 700 点未満	B
600 点未満	C

（注）工事成績の加算方法については第4のとおり

- (2) 一件の最高完成工事高にISO規格等の認証取得者への加算をした数値を3～4区分する。

ア 土木工事、建築工事

6,000 万点以上	A
2,000 万点以上 6,000 万点未満	B
500 万点以上 2,000 万点未満	C
500 万点未満	D

イ 電気工事、給排水衛生工事

2,000 万点以上	A
500 万点以上 2,000 万点未満	B
500 万点未満 500 万点未満	C

（注）ISO規格等の認証取得者への加算方法については第5のとおり

- (3) 業者ごとに(1)と(2)の当てはまる区分を比較し、下位の区分をもってその業者の格付とする。ただし、土木工事、建築工事の格付Aについては、特定建設業の許可を受けていることを条件とする。

(格付の例示)

(1)	(2)	格付
A	A	A
A	B	B
B	A	B
C	B	C
B	C	C
C	C	C
C	D	D
D	C	D

第4 工事成績の加算方法について

経営事項審査の総合評定値P点に加算する工事成績については次のとおり扱う。

(1) 加算限度

ア 上限 100点

イ 下限 -100点

(2) 加算点の算出方法

ア 工事成績評定の総合評価から次のとおり基準点を設定する。

工事成績評定の総合評価	基準点
100～80	20
79～76	10
75～60	0
59～50	-10
49～0	-20

イ アにより設定した基準点に、工事規模ごとの補正係数を乗じて、工事一件ごとの加算点を算出する。

工事規模	補正係数
1億5,000万円以上	5
6,000万円以上 1億5,000万円未満	4
2,000万円以上 6,000万円未満	3
500万円以上 2,000万円未満	2
500万円未満	1

ウ イにより算出した工事一件ごとの加算点を1年度分合算して、加算点を算出する。

(3) 加算点の算出例

- ア 工事A（契約金額 3,000 万円）工事成績評定の総合評価 79 点
10（基準点）× 3（補正係数）=30（加算点）
- イ 工事B（契約金額 1,000 万円）工事成績評定の総合評価 54 点
-10（基準点）× 2（補正係数）=-20（加算点）
- ウ 加算点
30（工事A）+{-20（工事B）}=10（1年度分加算点）

第5 ISO規格等の認証取得者への加算方法について

下記の条件に該当する場合については、各条件別に記載した加算率により一件の最高完成工事高の加算を行う。

なお、複数の条件に該当した場合の一件の最高完成工事高への加算は、加算率を合計して行う。

	加算条件	加算率
条件1	ISO9000 シリーズの 9001 の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者（条件2に該当しない者）	10%
条件2	ISO9000 シリーズの 9001 の認証取得を得た後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録している者	15%
条件3	ISO14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上の認証）、特定非営利活動法人KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の認証取得を得ている者で、認証取得後、更新をしていない者	10%
条件4	ISO14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上の認証）、特定非営利活動法人KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の認証取得を得た後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録している者	15%

ISO14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上の認証）、特定非営利活動法人KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の重複取得による加算率の合計は行わない。

条件1から条件4のISOについては、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証を、葛飾区と契約する営業所等において取得している場合とする。

付 則（平成17年3月16日16葛総契第206号）
この基準は、平成17年8月1日から施行する。

付 則（平成20年12月1日20葛総契第227号）
この基準は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（平成25年5月9日25葛総契第96号）
この基準は、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成26年11月7日26葛総契第483号）
この基準は、平成26年11月7日から施行する。

付 則（平成27年3月23日26葛総契第845号）
この基準は、平成27年4月1日から施行する。